

退職時の手続について～退職後、再任用される方も退会手続が必須です！～

退職、異動及び任用形態の変更等により、共済組合員証を返納したり、共済組合員証番号が変更されるような場合は、退会手続が必要です。次のフロー図の質問項目の「a」又は「b」で回答を進めると、提出書類の種類「A」「B」「C」「D」「E」又は「F」が分かります。御自身に必要な書類を期限内に提出してください。

Start!

あなたは？

- a 県費負担職員（任用期間に定めのあるものを除く。）又は市町費等負担職員で組合員番号がP・Zから始まる職員
- b 県費負担の臨時的任用職員・任期付職員・再任用職員・会計年度任用職員又は市町費等負担の職員で組合員番号がQから始まる職員

退職・異動後は？

- a 再就職し、再び公立学校共済組合員となる。
- b 再就職しない。/民間へ就職する。/教員として再就職するが、公立学校共済組合以外の保険制度に加入する。

退職・異動後は？

- a 再就職し、再び公立学校共済組合員となる。
- b 再就職しない。/民間へ就職する。/教員として再就職するが、公立学校共済組合以外の保険制度に加入する。

互助組合の現職制度に再度加入する？

- a 再加入する。
- b 再加入しない。

退職医療制度に加入する？

- a 加入する。
- b 加入しない。

互助組合の現職制度に再度加入する？

- a 再加入する。
- b 再加入しない。

退職医療制度に加入する？

- a 加入する。
- b 加入しない。

次の任用は、有期職員（臨時的任用職員、任期付職員、再任用職員）？

- a はい。
- b いいえ。

次の任用は、有期職員（臨時的任用職員、任期付職員、再任用職員）？

- a はい。
- b いいえ。

A

B

C

D

E

F

G

H

結果は次頁へ！ →

結果は・・・

- ・Aの方 退会給付金請求書（口座のコピーを貼付）、**有期職員用** 加入申込書（共済組合員資格取得日から **20日以内必着**）
- ・Bの方 退会給付金請求書（口座のコピーを貼付）、**会計年度任用職員用** 加入申込書（共済組合員資格取得日から **20日以内必着**）
- ・Cの方 退会給付金請求書（口座のコピーを貼付）、 退職医療組合員申出書（退職日から **30日以内必着**）
- ・Dの方 退会給付金請求書（口座のコピーを貼付）
- ・Eの方 **有期職員用** 加入申込書（共済組合員資格取得日から **20日以内必着**）
- ・Fの方 **会計年度任用職員用** 加入申込書（共済組合員資格取得日から **20日以内必着**）
- ・Gの方 退職医療組合員申出書（退職日から **30日以内必着**、口座のコピーを貼付）
- ・Hの方 提出書類なし

様式名を
Ctrl+クリック！

1 提出書類について

- (1) 退会給付金請求書を提出すると、給付金が振込まれます。ただし、「県費負担の臨時的任用職員、任期付職員、再任用職員、会計年度任用職員、非常勤職員」及び「市町費等負担職員で組合員証番号の1桁目が「Q」の方」は、退会給付金の対象となる掛金を徴収しないので、 退会給付金請求書の提出は不要です。
- (2) 退職医療制度とは、退職医療組合員の相互扶助によって医療費の補助や入院給付、人間ドック費用の助成等の事業を実施する**任意加入**の終身制度です。
 - ・ 事業内容や掛金について、知りたい方は↓こちらをクリック！
<http://www.gojo.or.jp/asset/00032/tais yokusyasetumei/2%20ari.pptx>
 - ・ 退職医療組合員申出書を提出する前に↓こちらの「お知らせ」を確認してください。
http://www.gojo.or.jp/asset/00032/PDF/tais yokuyotei/tais yokutuuti_1.pdf
- (3) 退職（退会）後に、再任用職員、臨時的任用職員、任期付職員、会計年度任用職員、非常勤職員として勤務し、公立学校共済組合員資格を取得する方は、再度、互助組合の現職制度に加入することができます。また、公立学校共済組合員証番号が変更された場合や、期間を空けて採用された場合は、その都度加入申込書の提出が必要です。
 - ※ 退職医療制度の加入者は、現職制度に加入できません。
 - ※ 加入申込書の様式は3種類ありますが、短時間勤務会計年度任用職員は「 加入申込書 短時間勤務会計年度任用職員」を、その他の職員は「 加入申込書 任期付職員 臨時的任用職員 再任用（フルタイム）等 有期職員」をダウンロードしてください。
 - ※ 所属長の署名を受けて、**共済組合員資格取得日から 20日以内に互助組合に提出（必着）**してください。

お願い

- ・ 加入申込書は、郵便事情を考慮して早めに送付し、20日以内に確実に当互助組合へ到着するようにしてください。
- ・ 加入申込書の提出が必要かどうか分からない場合は、20日以内に提出できるように早めに互助組合に照会等してください。
ただし、共済組合が組合員資格を認定している関係上、当互助組合で提出に係る判断が難しい場合は、当面、加入申込書を提出していただく場合がありますので、御了承ください。

2 互助組合のホームページで、退職者向けの資料を掲載中

退職予定の方へ（一財）広島県教育職員互助組合ホームページ(<http://www.gojo.or.jp/tais yokusya.html>)